# 科研費

# 科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 2 年 6 月 1 9 日現在

機関番号: 18001 研究種目: 若手研究(B) 研究期間: 2017~2019

課題番号: 17K17541

研究課題名(和文)母子健康手帳交付に関わる保健師の効果的な引き継ぎ技術

研究課題名(英文)Effective hand-over techniques of public health nurses related to the delivery of a maternal and child health handbook

#### 研究代表者

外間 知香子(Hokama, Chikako)

琉球大学・医学部・助教

研究者番号:80742965

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 1,100,000円

研究成果の概要(和文):本研究は母子手帳交付面談の実態と、窓口当番保健師から地区担当保健師への引継ぎ方法について明らかにすることを目的とした。母子手帳交付時の面談で得られた妊婦の情報を窓口当番保健師から地区担当保健師へ引継ぎ基準がある自治体は約7割であった。また、要支援妊婦のスクリーニングは、県が作成した問診票やスクリーニング票、自治体独自で作成した問診票などを使用して地区担当保健師へ引継ぐかどうかを窓口当番保健師は判断していた。地区担当保健師への引継ぎ方法では、すべての自治体で会議等で要支援妊婦の引継ぎを行っていた。

研究成果の学術的意義や社会的意義 本研究で、母子手帳交付に関わる窓口当番保健師が把握した要支援妊婦について、実際に支援を行う地区担当保 健師への引継ぎは会議等で行っていることが明らかとなったが、引継ぎ基準は各自治体によって異なっていた。 このことは支援が必要な妊婦を早期に発見し支援ができる体制の構築に、保健師間の引継ぎを再検討する一助と なると考えられ、この点に社会的意義がある。

研究成果の概要(英文): This research had the reality of the maternity passbook issue interview and the thing stolen from a desk duty preservation of health teacher clearly about handing over method to an area charge preservation of health teacher for its object. An autonomous body with a par took the pregnant woman's information an interview at the time of maternity passbook issue gave over to an area charge preservation of health teacher from a desk duty preservation of health teacher, and was about 70 percent. The interview sheet, the screening vote and the autonomous body by which a prefecture made a screening of a linchpin support pregnant woman, a desk duty preservation of health teacher judged whether it was taken over to an area charge preservation of health teacher using the interview sheet made personally. A linchpin support pregnant woman was being handed over for a meeting by all autonomous bodies by handing over method to an area charge preservation of health teacher.

研究分野: 母子保健

キーワード: 母子健康手帳 保健師 引継ぎ 母子保健

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。

# 様 式 C-19、F-19-1、Z-19(共通)

# 1.研究開始当初の背景

平成 12 年の児童虐待防止法の施行後、児童相談所における児童虐待相談対応件数は年々増加傾向にあり、これまで児童虐待予防の対策として様々な法律の改正が行われてきた <sup>1)</sup>。平成 21年の児童福祉法の改正により、特定妊婦が初めて定義され、妊娠期から虐待予防を目的として妊婦を支援する必要性が示された。

自治体で働く保健師は、母子保健のスタートである母子健康手帳(以下、母子手帳)交付時から乳幼児健診などの母子保健施策の中で、地域で生活しているすべての妊産婦や乳幼児を把握し、支援を提供できる立場にある<sup>2)</sup>。平成23年の「雇児総発727第4号通知」により、妊娠届出の受理及び母子手帳の交付時には、窓口で保健師や助産師等が対応するよう努めることが示された。全国調査では、母子手帳交付の担当者が保健師である市区町村が9割を超え、市区町村の約7割が届出者全員に妊娠届出に伴う個別相談を実施していた<sup>3)</sup>。

これまでの研究においても、妊娠届出による要支援家庭のふるい分けが研究されており、「望まぬ妊娠」の項目が子育て支援、虐待予防の両観点から重要であると示唆されている 4)。母子手帳交付の面談は、妊婦の居住する地区の地区担当保健師が行うとは限らず、保健師が輪番制で窓口に来所した妊婦に対応している可能性がある。その場合、妊婦との面談結果で面談を対応した保健師が妊娠中から妊婦支援の必要性を感じたとしても、地区担当保健師への引継ぎがスムーズに出来ず、地区担当保健師が妊婦支援をできないまま出産を迎えていることが多いと研究者は考えた。

### 2.研究の目的

本研究では沖縄県内で母子手帳交付を実施している保健師へインタビュー調査を行い、母子手帳交付面談の実態と、窓口当番保健師(注1)から地区担当保健師(注2)への引継ぎ方法について研究することを目的とする。母子手帳交付の場で、窓口当番保健師が支援の必要性のある妊婦を把握し、地区担当保健師へつなぐことで必要な妊婦支援を早期に開始できれば、切れ目のない妊婦支援ができると考える。

- (注1) 窓口当番保健師…母子手帳交付時に窓口で面談する保健師。地区担当保健師も輪番制に なっている自治体もある。
- (注2) 地区担当保健師…地区を担当する保健師。小学校区や人口規模別で地区を割り振って、 保健活動している保健師。

#### 3.研究の方法

沖縄県内にある 41 市町村中、保健師が 0~1 名の市町村は調査対象から除外し、沖縄本島内にある 26 市町村と離島の 2 市町村を含む計 28 市町村を調査対象とした。調査期間は 2019 年 1~3 月である。調査内容は母子手帳交付時の面談場所、面談体制、面談者、面談時に使用する書類、母子手帳交付時に支援が必要な妊婦を判断する基準、地区担当保健師へ引継ぐ方法、保健師間で情報共有する機会の有無などである。

各自治体の保健師の長に研究の趣旨と選定基準(母子保健活動5年以上、母子手帳交付の業務経験有)を説明し、面接を行う保健師を紹介してもらった。承諾の得られた19市町村の保健師と日程調整をし、インタビューを実施した。それぞれの保健師から承諾を得てICレコーダーに録音し、インタビュー終了後に逐語録を作成し、データとした。本研究は琉球大学の人を対象とする医学系研究倫理審査委員会の承認を受けて実施した。

#### 4.研究成果

調査の同意が得られた市町村は 19 市町村(8 市 4 町 7 村)であった。人口規模別の市町村数では、1 万人未満が 3 か所、1 万人以上 10 万人未満が 12 か所、10 万人以上が 4 か所であった。また、年間出生数別の市町村数では 100 人未満が 4 か所、100 人以上 500 人未満が 7 か所、500 人以上 1 千人未満が 4 か所、1 千人以上が 4 か所であった。

# (1) 母子手帳交付面談の実態

母子手帳交付窓口の面談場所は、オープンスペースのカウンターが 13 か所と最も多く、カウンターに 1 人分用の仕切りを設けたり、個室ではなくパーテーションなどで仕切られた空間を作ったりしている自治体があった。また、個室を用意している自治体は 5 か所であった。

母子手帳交付窓口の面談体制としては、担当者の固定制は7か所、地区担当保健師対応制は6か所、輪番制は5か所、その他は1か所であった。また、昼食時間中や窓口終了時間以降に対応している自治体もあった。妊婦1人あたりの面談時間は15~20分が多く、面談時間が30~40分の自治体も3か所あった。母子手帳交付時の面談体制をA、B、Cの3つに分類した。面談者のうち、専門職は保健師が多く、他に助産師や看護師、栄養士、心理士などの専門職が対応している自治体もあった。調査した全自治体で母子手帳交付時の面談を保健師等の専門職が行っていた。事務職も関わるパターンAは9か所で、事務職が最初に妊婦に対応して妊娠届出書と問診票を書いてもらい、妊婦健診の受診券の利用などの説明をしていた。保健師等の専門職のみが関わるパターンBは6か所で、保健師等が対応する面談体制のパターンになっていた。保健師等の専門職と栄養士が関わるパターンCは4か所で、保健師等が面談をした後、必要時に栄養士へつなぐ自治体は2カ所、すべての妊婦を管理栄養士へつなぐ自治体は1か所、初妊婦のみ栄養士へつなぐ自治体は1か所であった。

要支援妊婦とは支援の必要性があると判断した妊婦と本研究では定義した。母子手帳交付時の面談で得られた妊婦の情報を、母子手帳を交付した面談者から地区担当保健師へ引継ぐ基準があるか(引継ぎ基準の有無)という点では、引継ぎ基準ありが14か所(73.7%)、引継ぎ基準なしは5か所(26.3%)であった(表1)。引継ぎ基準なしの5か所では、窓口に来たすべての妊婦の情報を地区担当保健師へ引継ぐ体制の自治体が1か所、地区担当保健師が面接する体制の自治体が4か所であった。

自治体の要支援妊婦のスクリーニング方 法では、県が作成した問診票とスクリーニ ングを用いている自治体は10か所、県が作 成した問診票と自治体独自のチェック票を 用いている自治体は2か所、自治体独自の 問診票とチェック票を用いている自治体は 2 か所、自治体独自の問診票を使用してい る自治体は5か所であった(表2)。「県が作 成した問診票と自治体独自のチェック票」 を使用している自治体の例として、婚姻状 態に事実婚を追加、入籍予定ありの場合に 時期を追加、居住地住所は住民票と異なる 場合のみ記入、携帯電話は本人以外の2~3 人分の連絡先の記入などが妊娠届出書に追 加・変更されていた。「自治体独自の問診票」 を使用している自治体では、A3 両面のカル テ様式で産後も継続して記入できる用紙 や、A4 用紙の片面 1 枚に妊娠届出書と問診

表 1 地区担当保健師への引継ぎ基準の有無 (年間出生数別市町村数) N=19

——————————— 年間出生数別	引継ぎ基準	
十间山土奴別	あり	なし
計	14	5
	(73.7%)	(26.3%)
100人未満	3	1
100人以上500人未満	4	3
500人以上1千人未満	3	1
1千人以上	4	0

表 2 自治体の要支援妊婦のスクリーニング

	N = 19
	市町村数 n(%)
県が作成した問診票と 県が作成したスクリーニング票	10 (52.6)
県が作成した問診票と 自治体独自のチェック票	2(10.5)
自治体独自の問診票と 自治体独自のチェック票	2(10.5)
自治体独自の問診票	5 (26.3)

票が一体型で記入できる用紙などを使用している自治体があった。

#### (2) 窓口当番保健師から地区担当保健師へ引継ぐ方法

支援が必要だと判断した要支援妊婦を地区担当保健師へ引継ぐ方法としては、手渡し、翌日に地区担当保健師の机やレターケースの中にコピーを入れて置く、必要時窓口で顔合わせ、気になるケースのみ口頭で引継ぎなどがあった。要支援妊婦に関してはすべての自治体で引継ぎを行っていた。引継ぎ方法では、口頭での引継ぎは3か所、会議・ミーティングでの引継ぎは16か所であった。会議・ミーティングを定期的(週1~2か月に1回)に開催している自治体は8か所であった。会議・ミーティングの名称としては、定例会、妊婦支援会議、ケース対応会議、事例検討会などがあった。また、会議・ミーティングが不定期の自治体では、気になる妊婦がいたときにその都度会議を開催している自治体が多かった。

## (3)今後の課題

本研究は、沖縄県内 41 市町村の中で調査協力が得られた 19 市町村の実態調査であること、沖縄県が作成した妊娠届出書及び問診票の様式等が自治体へ配布された初年度に行われた調査であること、各自治体では母子手帳交付の窓口体制を見直す過渡期にあたっていた時期の調査であることから、本研究での結果を一般化するのは限界がある。今後も、母子手帳交付面談で把握した妊婦の情報を地区担当保健師へ引継ぎ、切れ目ない子育て支援を目指すための効果的な引継ぎについて検討を重ねていきたい。

# 1)厚生労働省:児童福祉法等の一部を改正知る法律案要綱

http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/dl/169ac.pdf

- 2)上野昌江:子どもを護る保健師活動の現状と課題.公衆衛生,75(3),p197-201,2011.
- 3) 益邑千草, 斎藤幸子, 安藤明子他: 母子保健活動における継続的支援と母子保健情報の活用に関する研究 妊娠届出時の情報把握に関する研究. 日本子ども家庭総合研究所紀要, 49, p45-58, 2013.
- 4)佐藤衣理,緒方京:妊娠届出書による要支援家庭のふるい分けの試み.愛知母性衛生学会誌, 30,p92-101,2013.

#### 5 . 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

# [ 学会発表] 計2件(うち招待講演 0件/うち国際学会 0件)1.発表者名

外間知香子、當山裕子

2 . 発表標題

母子健康手帳交付面談で把握した妊婦を担当保健師へ引き継ぐ基準と方法

3.学会等名

沖縄県公衆衛生学会

4.発表年

2020年

1.発表者名

外間知香子、當山裕子、小笹美子、長弘千恵

2.発表標題

A県における母子健康手帳交付面談の実態(第一報)

3.学会等名

日本公衆衛生看護学会

4 . 発表年

2020年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

6.研究組織

 · • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		
氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考